

議案第10号

鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について

鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県育英奨学資金貸与規則及び鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第14条 奨学生であった者が奨学資金の償還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。<u>ただし、延滞したことにつき疾病その他特別の事由により奨学資金の返還が困難であったと認められるときは、当該延滞金を減免することができる。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第14条 奨学生であった者が奨学資金の償還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している奨学資金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞したことにつき疾病その他特別の事由により奨学資金の返還が困難であったと認められるときは、その延滞金を減免することができる。</u></p>

(鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正)

第2条 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第12条 修学奨励金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第12条 修学奨励金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、<u>当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第14条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じる奨学資金に係る延滞金について適用し、施行日前に生じた奨学資金に係る延滞金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第12条の規定は、施行日以後に生じる修学奨励金に係る延滞金について適用し、施行日前に生じた修学奨励金に係る延滞金については、なお従前の例による。